

山梨県公報

第二千四百十三号

平成二十六年

五月八日

木曜日

目次

告示

- 道路の区域変更(三件)……………二五七
- 道路の供用開始……………二五八
- 障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更……………二五八
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………二五八
- 土地改良区役員の退任及び就任(三件)……………二五九
- 県営土地改良事業の計画変更の公告……………二六〇
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二六一

公告

告示

山梨県告示第四百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年五月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山停車場大菩薩嶺線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲州市塩山上萩原字神戸二二三番地先から	旧	七・二〇 一八・五	三三〇・八

甲州市塩山上萩原字新居下河原二四七一番の一地先まで

新 六・八〇
一八・二

三三〇・八

山梨県告示第五百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十六年五月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	新	旧		
南巨摩郡早川町大字奈良田字三ツ滝山九五二番地先から	七・〇〇 五四・四	四・〇〇	一〇一五・〇	
		九九・二		
南巨摩郡早川町大字奈良田字三ツ滝山九五二番地先まで	七・〇〇 九九・二	七・〇〇	一〇七五・四	
		九九・二		
	七・〇〇 五四・四		一〇七五・四	

山梨県告示第五百一十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十六年五月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月八日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一三号
- 三 道路の区域

山梨県知事 横内正明

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡道志村字長又二二四九八番の二地 先から 南都留郡道志村字長又二二四九八番の二地 先まで	一一・〇〇 三五・五	九・〇〇 一六・〇	(メートル)	一一四・〇

山梨県告示第五百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年五月二十九日まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年五月八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四一一号	甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の一地先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の九二九地先まで	三四〇・〇	平成二十六年五月八日

山梨県告示第五百十三号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第三項の規定により、障害者就業・生活支援センターとして指定した公益財団法人住吉偕成会から事務所の所在地の変更に係る届出があったので、同条第四項の規定により、次

のとおり公示する。

平成二十六年五月八日

山梨県知事 横内正明

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
事務所の所在地	甲府市住吉四丁目十番三十二号	甲府市住吉四丁目七番二十七号フォーレス藤山A一〇二	平成二十六年四月一日

公 告

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年九月八日まで縦覧に供する。
平成二十六年五月八日

山梨県知事 横内正明

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住 所
株式会社 AOKI 代表取締役 清水彰	神奈川県横浜市都筑区葛が谷六番五十六号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 AOKI甲府昭和総本店
 - (二) 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町西条七十一番地一
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては代

住 所

表者の氏名

株式会社 A O K I
代表取締役 清水彰

神奈川県横浜市都筑区葛が谷六番五十六号

3 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十六年九月六日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千四百二十三平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 百四台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 二十三台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 九十平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 二十五立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(1) 開店時刻 午前十時

(2) 閉店時刻 午後八時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(1) 午前九時三十分から午後八時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 五箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前九時から午後八時まで

三 届出年月日

平成二十六年三月五日

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、徳島
堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成二十六年五月八日

山梨県知事 横内 正明

一 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	笹本 幸博	南アルプス市六科九六一二	平成二十六年三月三十一日

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、甲府
市帯那土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成二十六年五月八日

山梨県知事 横内 正明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	大久保孝一	甲府市下帯那町一九九〇	平成二十六年三月三十一日
	末木 幹男	上帯那町五〇五	同
	三上 一義	上帯那町二二五四	同
	藺古田茂昭	下帯那町一九三五	同
	竹川 幸雄	下帯那町三四〇一	同
	山本今朝文	上帯那町一三八七	同
	角田 喜彦	下帯那町三五〇一二	同

二 就 任

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同
神宮司文雄	前田喜代治	山本 政喜	末木 廣	神宮司 正	末木 和美	角田 隆美	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上帯那町六九五	下帯那町二〇五二	上帯那町二二四五	上帯那町一五七七	上帯那町一〇三七	上帯那町六〇九	下帯那町二四三	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
末木 和美	角田源太郎	清水 武	竹川 明	三上 一義	田野口善雄	末木 正三	角田 隆	山本 勅夫	氏 名
同	同	同	同	同	同	同	同	同	住 所
上帯那町六〇九	下帯那町三五〇―四	下帯那町一二六五	下帯那町一八〇七	上帯那町二二五四	下帯那町二〇二九	上帯那町三〇三六	下帯那町八二三	甲府市上帯那町一三九〇	就 任 年 月 日
同	同	同	同	同	同	同	同	平成二十六年四月一日	

一 退 任

同	同	監事	同	同	同
神宮司 正	末木 義光	山本 政喜	神宮司文雄	内藤 基雄	同
同	同	同	同	同	同
上帯那町一〇三七	上帯那町二七二四	上帯那町二二四五	上帯那町六九五	下帯那町一九四六	同
同	同	同	同	同	同

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、野牛
 島土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成二十六年五月八日

山梨県知事 横 内 正 明

二 就 任

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	清水 豊	南アルプス市野牛島一八一四	平成二十六年四月五日

役職名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理 事	清水 肇	南アルプス市野牛島一七九一	平成二十六年四月六日

● 県営土地改良事業の計画変更の公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、
 県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業 鳴沢地区）の変更後の土地改良事業計画
 の概要を公告する。

平成二十六年五月八日

山梨県知事 横 内 正 明

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十六年五月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町西条字長登路四三四〇の七、四三四〇の一、四三四〇の一五、四三四〇の一六、四三四〇の一七、四三四〇の一八、四三四〇の一九、四三四〇の二〇、四三四〇の二一及び四三四〇の二二の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 ぐみ置場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町飯喰四百十八番地一 有限会社不動産かたやま 取締役 片山 卓
見

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番